

福井県警察の警察手帳取扱いに関する訓令

平成14年9月20日
福井県警察本部訓令第31号

改正

平成27年2月27日本部訓令第5号

福井県警察の警察手帳取扱いに関する訓令を次のように定める。

福井県警察の警察手帳取扱いに関する訓令

福井県警察の警察手帳取扱いに関する規程（昭和34年福井県警察本部訓令第20号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この訓令は、警察手帳規則（昭和29年国家公安委員会規則第4号）及び警察官等に対する被服の支給等に関する条例（昭和29年福井県条例第39号）に定めるもののほか、福井県警察の警察手帳（以下「警察手帳」という。）の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

（名刺入れ）

第2条 名刺入れには、名刺及び職務上必要な物を入れるものとする。

（手帳番号）

第3条 証票に記載する手帳番号は、職員番号とする。

（再貸与）

第4条 警察官及び交通巡視員（以下「警察官等」という。）は、警察手帳を遺失、紛失、盗難等（以下「遺失等」という。）により失ったときは、再貸与を受けるものとする。

（貸与換え）

第5条 警察官等は、警察手帳に次の各号に掲げる事由が生じたときは、貸与換えを受けらるものとする。

- (1) 本体又は記章が著しく汚損したとき。
- (2) 証票が著しく汚損し、証票の写真人相が著しく変化し、又は階級若しくは氏名等記載事項に変更が生じたとき。

（申請）

第6条 前2条の規定により、警察手帳の再貸与又は貸与換えを受けようとするときは、所属長は、警察手帳貸与（再貸与・貸与換え）申請書（別記様式）により本部の警務課長（以下「警務課長」という。）に申請するものとする。

（携帯の除外）

第7条 警察手帳は、所属長が勤務の性質上携帯する必要がないと認める場合は、携帯し

ないことができる。

(事故防止)

第8条 警察官等は、警察手帳の遺失等の事故防止に留意し、常にその取扱いを慎重にしなければならない。

(事故報告)

第9条 警察官等は、遺失等の事故があったときは、直ちに所属長に届け出なければならない。

2 所属長は、前項の届出を受けたときは、直ちに手配する等適切な措置を講ずるとともに、遺失等の状況、講じた措置等について、警務課長を経由して本部長に報告しなければならない。

(検閲)

第10条 所属長は、点検、監督巡視その他の機会において、努めて警察手帳を検閲し、又は幹部をして検閲させ、その取扱いの適正を図らなければならない。

(返納、保管等)

第11条 所属長は、停職又は休職若しくは3月以上の長期療養を命ぜられた者に対して、警察手帳を返納させ、その期間中保管しておかななければならない。

(記録)

第12条 警務課長は、警察手帳の貸与等の状況を、電磁的記録により管理しておくものとする。

附 則

この訓令は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

様式省略

